

亀山市公告第 89 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

なお、当該関係書類を亀山市環境産業部農政室に備え置いて縦覧に供する。

平成 27 年 12 月 14 日

亀山市長 櫻井 義之